

第1回 こども家庭ソーシャルワーカー

資格認定試験（2024 年度実施）

『受験の手引』

<はじめに>

こども家庭ソーシャルワーカーは、こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を輩出することを目的に設立された認定資格です。こども家庭福祉のさまざまな場所・立ち位置で活用・実践できるためのソーシャルワークを専門的に学ぶことで、こども家庭福祉に係る支援の専門性の担保を目指します。児童相談所の児童福祉司や、市区町村こども家庭センターの統括支援員などの任用要件の1つとしても位置付けられています。

なお、こども家庭ソーシャルワーカーはこども家庭庁が管轄している認定資格で、一般財団法人日本ソーシャルワークセンターが研修認定・試験・資格登録機関としてこども家庭庁長官の認定を受け、試験の実施や研修実施団体の認定などを行っています。

受験申込については、以下の試験概要等をよく読んでお手続きください。

1 試験概要

(1) 試験日時

2025 年 3 月 9 日（日）13 時 00 分～15 時 00 分（2 時間）

(2) 試験会場

法政大学 市ヶ谷キャンパス（東京都千代田区富士見 2-17-1）

(3) 受験申込

① 受付期間

2024 年 11 月 20 日（水）13 時 00 分～2025 年 1 月 20 日（月）23 時 59 分

② 申込方法

- ・ マナブルからお手続きください。
- ・ 受験申込には以下の書類等が必要です。受験申込の画面からアップロードしてください。
 - 「修了証」※
 - 「顔写真」
 - 「本人確認書類」（4. 試験当日の注意事項（2）本人確認参照）

(「本人確認証」は試験当日持参するものをアップロードしてください)

※ 受験申込受付期間内に研修が修了できない場合は、研修実施機関が発行する「修了見込み証」をアップロードしてください（詳細は「3. 受験資格」参照）。

③ 受験手数料

25,000 円（税込み・お一人・1 回）

- ・ 受験手数料の支払いは、当センターにおいて受験申込があったことを確認した後となります。確認後（受験申込から 2～3 日後）メールにてご連絡いたしますので、マナブルのマイページに支払いのボタンが表示されていることを確認のうえ支払い手続きをしてください。
- ・ 支払い方法はクレジット決済、銀行振込、コンビニ支払があります。
- ・ 支払期限：1 月 20 日（月）まで（厳守）。受付締切日と同一日ですのでご注意ください。
- ・ 上記期限までにお振り込みがない場合は、受験することができません。
- ・ 領収書はマナブルのマイページの「個人支払い」から発行（ダウンロード）できます。
- ・ 一度お振り込みいただいた受験手数料は、理由を問わず返金いたしません。

④ 受験票

2025 年 2 月 7 日（金）に郵送（投函）します。

- ・ 座席番号及び試験教室を通知します。
- ・ 受験番号は CFSW 受講者番号です（研修から試験、登録までを同じ番号で管理するため、CFSW 受講者番号を受験番号とします）。
- ・ 研修の「修了見込み証」で受験申し込みをした場合の受験票の郵送（投函）は、6. 注意事項（3）受験票を参照してください。
- ・ 受験資格及び提出書類等の不備が解消できない場合は、受験することができず、受験票は送付されません。その場合は、当センターから連絡します。

（4） 合格発表

2025 年 3 月 27 日（木）15 時 00 分、当センターホームページ特設サイトに合格者の受験番号（CFSW 受講者番号）を掲載し、併せて正答及び試験問題を公表します。

（5） 障害のある方等の受験上の配慮事項

受験上の配慮を希望する場合は、下記の手続きにより申請することができます。なお、申請される場合は、受験申し込みとは別に 12 月 20 日（金）までに当センターまでご相談ください。

（当センターホームページの「お問い合わせはこちら」からメールにてご相談ください）

<受験上の配慮申請手続き>

- ① 受験申し込みの画面で「障害のある方等の受験上の配慮申請」欄の「申請する」にチェックしてください。
- ② 「受験上の配慮申請書」は、当センターホームページ特設サイトからダウンロードし、必要事項を記載してください。
- ③ 配慮申請の内容が確認できる「障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、母子健康手帳」等の写しを提出してください。（手帳等がない場合は当センターまでご相談ください）。

- ④ 上記②、③の配慮申請に必要な書類は、1月20日（月）までに受験申込画面からアップロードしてください（受験申込の締切日と同日です）。
- ⑤ 配慮申請の手続きにおいては医師の診断書の提出は必要ありませんが、配慮対応の検討におきまして個別に医師の診断書の提出を依頼する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

<配慮の決定>

- ① 申請内容を基に配慮対応を検討し、検討結果を通知します。
- ② 配慮対応は、希望される対応を必ず受けられることをお約束するものではありません。障害等の種類・程度・症状と希望する配慮対応に合理性が認められ、その必要性が客観的に確認できる場合にのみ認められます。また、不正防止・公平性の観点及び会場の設備的・技術的制約・安全性の確保により対応できないと判断した場合は認められません。

<受験上の配慮の例>

障害別	受験上の配慮となる方	受験上の配慮の例
視覚障害	・全盲の方 ・拡大鏡等を使用しても、文字等の認識が困難な方 ・上記以外の視覚障害がある方	音声出題／代筆解答、文字解答、チェック解答、拡大文字対応、試験時間の延長、拡大鏡の持参使用等
聴覚障害	・試験監督員等の発言の聞き取りに不安がある方	試験監督員等の発言事項等の文書による伝達等
肢体不自由	・体幹の機能障害により座位を保つことが困難な方 ・体幹または両上肢の機能障害により筆記が困難な方 ・下肢の機能障害により歩行が困難な方 ・上記以外の肢体不自由がある方	チェック解答、代筆解答、試験時間の延長、車椅子、杖の持参使用等
精神障害・精神疾患等	・精神障害、発達障害、高次脳機能障害、てんかん、心的外傷後ストレス障害等により、少人数の試験室での受験等の配慮が必要な方	個別対応 (少人数別室設定等)
その他 病弱・妊娠	・妊娠中で別室（少人数）を希望する方 ・その他心身上の事情がある方	

<留意事項>

- ・「受験上の配慮申請」が認められた場合は、以下の試験時間が変更されることがあります。
 - 音声出題／代筆解答 : (1.5倍) 13時00分～16時00分 3時間
 - 文字解答、チェック解答 : (1.3倍) 13時00分～15時35分 2時間35分
- ・受験に際し介助者が必要な場合は、配慮対応を申請したうえで、受験者自身が介助者を手配してください。なお、介助者は試験実施時間の前後に試験監督員の許可を得たときのみ試験教室に入室することができます。入室中は試験監督員の指示に従ってください。
- ・音声出題及び代筆解答にて受験する場合は、問題の読み上げ及び解答の代筆については試験監督員が対応します。
- ・車椅子に乗車したままでの受験を希望する場合は、「受験上の配慮申請書」に必ず車椅子のサイズを

記載してください。

- ・別室での受験を希望する場合は、原則 2 名以上 8 名以下の複数人数の試験教室になります。なお、個室での受験（受験者 1 名の試験室）は文字解答、チェック解答等試験時間の延長が認められた場合のみ対応します。やむを得ない理由で個室受験を希望する場合は、理由を記載してください。ただし、希望される対応を必ず受けられることをお約束するものではありません。

2 出題形式・試験範囲・合格基準

（１）出題形式

- ① 4 科目・64 問
- ② 筆記試験（マークシート形式）
- ③ 問題用紙 A4 冊子

（２）試験範囲（科目ごとの問題数）

- ① 「こども家庭福祉」18 問
- ② 「関連知識」14 問
- ③ 「こども家庭福祉とソーシャルワーク（総合）」20 問
- ④ 「ソーシャルワーク」12 問

（３）合格基準

次の 2 件の条件を満たした者を合格とします。

- ① 問題の総得点の 60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者
- ② 上記①を満たした者のうち、4 科目全てにおいて得点があった者

（４）試験問題の持ち帰り

- ① 試験問題は試験時間終了まで試験教室内にいた場合に、持ち帰ることができます。
- ② 途中退室（試験開始後 60 分経過時から試験終了 10 分前まで）する場合は、不正行為防止の観点から退室時に試験問題を持ち帰ることはできません。

3 受験資格

（１）受験要件

児童福祉法施行規則において定められた以下の①から④のいずれかの受験要件を満たし、かつ受験申込時において受験に必要な研修を修了していることが必要です。ただし、いずれの研修も当センターが認定したものに限りします。

- ① 社会福祉士又は精神保健福祉士として、第五条の三第一項に規定する指定施設（次号及び第三号において「指定施設」という。）において二年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務（児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。以下同じ。）に従事した者

- ② 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において二年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者（前号に掲げる者を除く。）
- ③ 指定施設において四年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した者
- ④ 保育士として、保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設において四年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者

（２）特例措置

2024 年度の試験に限り、受験申込締切日までに研修が修了していない場合でも、2025 年 2 月 25 日（火）までに研修を修了し「修了証」を当センターへ提出（マナブルからアップロード）することで、「研修修了見込み」として受験申込ができることとします。なお、研修の「修了見込み」として受験申込（1 月 20 日申込期限）をしても、指定期日（2 月 25 日提出期限）までに「修了証」を提出できなかった場合は、受験することはできません。また、修了証の提出ができないときを含め当日受験できない場合でも、受験料の返金はいたしません。

注 1： 受験申込は 1 月 20 日が締切日です。締切日以降受験申し込みはできません。（2 月 25 日は研修の「修了見込み証」で受験申込した場合の修了証の提出期限ですのでご注意ください）。

注 2： 受験要件（資格取得ルート）にかかわらず、同一の試験となります。また、試験の免除はありません。

4 試験当日の注意事項

（１） 当日の持ち物

- ① 受験票
- ② 本人確認書類原本（受験申込時にマナブルにアップロードしたもの。）
- ③ 筆記用具 HB の鉛筆またはシャープペンシル、プラスチック消しゴム
- ④ 腕時計（置時計は不可。スマートウォッチなど、時計機能以外の機能：端末機能、通信機能、辞書機能があるものは不可。
 - ・ 上記以外は机の上に置けません。試験監督員の指示に従いかばんの中にしまってください。
 - ・ 筆記用具・時計の試験会場での貸し出しは行いません。
 - ・ ボールペンは、マークシートの読み取りができない場合があるため、使用できません。
 - ・ 試験会場が寒い場合がありますので、各自防寒対策（ひざ掛け等の用意）をしてください。

（２） 本人確認

試験当日、受験者本人であることの確認を行います。試験当日有効な顔写真付きの以下の本人確認書類のうちいずれかを提示してください。

- ① 運転免許証
- ② パスポート
- ③ マイナンバーカード
- ④ 学生証
- ⑤ 在留カード・特別永住者証明書
- ⑥ 次の資格等の資格証明書

弁護士、税理士、社会保険労務士、司法書士、宅地建物取引士、行政書士

- ⑦ 住民基本台帳カード
- ⑧ 障害者手帳

(3) 受験上の注意事項

① 試験会場開場時間

試験会場の開場時間は正午です。

② 試験教室への入室

・ 試験開始 20 分前から注意事項等の説明が始まりますので、注意事項の始まる時刻までに必ず試験教室に入室・着席してください。

- ・ 受験票で通知した試験教室に入室してください。
- ・ 座席は、机の上に貼り付けられた座席番号及び氏名を確認して着席してください。
- ・ 試験教室及びトイレ以外の場所には、立ち入らないでください。

③ 途中退室

試験開始後 60 分経過時から試験終了 10 分前まで認めます。退室は試験監督員の指示に従ってください。

④ 不正行為を行った場合について

受験申込にあたって虚偽または不正の事実が認められた場合や、試験当日に以下のような不正行為が判明した場合は、その受験を停止または試験を無効とすることがあります。なお、悪質な不正行為が確認された場合は、警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。

＜不正行為の例＞

- ・ 試験時間中、携帯電話・スマートウォッチ等を身につけている、または使用が確認された場合
- ・ カンニングが確認された場合
- ・ 試験終了時、筆記用具、消しゴムを机に置かず持っている場合
- ・ 退室可能時刻前に退室した場合
- ・ 解答用紙を提出せず試験教室から持ち出した場合

※その他、試験監督員等の指示に従わない場合は、試験を無効とする場合があります。

⑤ 携帯電話等の通信機器の取り扱いについて

- ・ 不正行為防止等の観点から、試験会場では携帯電話等の通信機器の使用を禁止します。携帯電話等の通信機器は、電源を切ってかばんの中にしまってください。
- ・ 試験開始前に、試験監督員の指示により一斉に机の上に出していただき、電源が切られているか確認し、かばんの中にしまってください。この指示後に携帯電話等を使用した、または身につけている場合は不正行為となり、試験を無効とする場合があります。
- ・ 試験時間中に鳴らないよう、アラーム等の設定も、必ず解除しておいてください。

⑥ 試験会場に関する禁止事項等

- ・ 試験会場には駐車場及び駐輪場はありません。公共交通機関を利用してください。なお、自家用車での送迎は、混雑、渋滞等の原因となりますので、ご遠慮ください。近隣店舗や近隣施設駐車場への駐車は、営業妨害となりますので、絶対にしないでください。近隣から苦情があった場合は、直ちに通報します。
- ・ 試験会場となる大学では、試験業務は行っておりませんので、電話による道順の照会等は絶対にしないでください。

- ・試験会場の下見はできません。
- ・試験会場内の教室や諸設備を破損・汚損しないでください。
- ・試験会場での喫煙は禁止です。
- ・試験教室内での飲食は原則禁止とします。
- ・ごみは各自で持ち帰ってください。
- ・試験会場での盗難・忘れ物は、当センターでは責任を負えませんので、ご注意ください。
- ・試験当日、試験会場付近で業者が合否連絡等の勧誘を行っている場合がありますが、当センターとは一切関係ありません。

⑦ 試験当日の体調について

- ・体温が37.5度以上ある場合または感染症の疑いがある症状がある場合は、受験できませんのでご了承ください。
- ・マスクの着用は個人の判断を基本とします。

⑧ 欠席した場合の対応

- ・試験当日に欠席する場合は、当センターに連絡する必要はありません。
- ・受験手数料は返金いたしません。
- ・欠席しても受験資格は失効しませんので、次回以降の試験の受験を申し込むことができます。改めて受験申込をしてください。その際、改めて受験手数料が発生します。

5 試験実施等に関する情報提供について

■試験実施に関する情報及び試験の中止や試験を中止した場合の代替措置に関する情報については、当センターホームページ特設サイトに掲載します。

■公共機関の運行遅延により、大半の受験者が試験開始時刻までに試験会場に到着できない恐れがある場合等は、最大1時間を目途に試験開始時刻を遅らせる場合があります。その場合も、当センターホームページ特設サイトに掲載します。

6 注事事項

(1) 受験申込提出書類

- ① 受験申込受付後は、提出書類等の返却はいたしません。
- ② 受験申込書類等に不備があった場合は、当センターから連絡しますので、指定された期日内に再提出してください。指定された期日内に提出がない場合は、受験できません。
- ③ 受験申込が受付されると、「受験申込受付メール」が自動送信されます。このメールは受験申込を受け付けたことを通知するもので、受験申込が完了したことを通知するものではありません。受験資格及び申込書類等受験申込が不備なく完了したことを確認し、受験票を発送します。
- ④ 受験申込の受け付け及び完了に関する照会には応じることができません。

(2) 受験申込情報の変更

氏名、住所、メールアドレス、電話番号等受験申込情報に変更がある場合は、マナブルのマイページから受験申込情報の変更手続きをしてください。

(3) 受験票

- ① 受験票は2月7日(金)に郵送(投函)します。2月14日(金)になっても届かない場合は、当センターまでご連絡ください。
- ② 受験申込時に研修が修了していないことによる特例措置により、受験申請した場合の受験票は、以下スケジュールで発送します。
 - ・2月5日(水)までに「修了証」を提出した場合
⇒2月7日(金)に投函
 - ・2月6日(木)から2月20日(木)までに「修了証」を提出した場合
⇒毎週木曜日締め月曜日投函
 - ・2月21日(金)～25日(火)に「修了証」提出した場合
⇒2月28日(金)に投函(いずれも投函日から1週間を過ぎても到着しない場合は、当センターまでご連絡ください)

(4) 受験手続きの変更

やむを得ない事由により「受験の手引」に記載の内容を変更する場合は、当センターホームページ特設サイトに掲載し、受験申込を受理した受験者へは、マナブルにて連絡します。

<問い合わせ先>

試験に関するお問い合わせは、当センターホームページの「お問合せはこちら」から「お名前」等必要事項を記入し、「⑦第1回試験受験申込に関するお問い合わせ」にチェックを入れ、「お問い合わせ内容」に記入のうえ、「確認画面へ」から送信してください。
メールにてご回答いたします。